

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(6) 職員の服務の状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 職員の休業の状況</u></p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員の服務の状況</p> <p>(8) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p><u>(10) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>